

議案第 35 号

茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）の規定により、茂住辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

茂住辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため

様式 3

総合整備計画書  
(第 次変更)

岐阜県飛騨市 茂住辺地  
(辺地の人口 54 人、面積 26.5 km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
飛騨市神岡町 東茂住、西茂住、杉山、横山
- (2) 辺地の中心位置  
飛騨市神岡町東茂住字上町 382 番
- (3) 辺地度点数  
167 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 辺地の地勢  
当該辺地は、飛騨市神岡町の北部に位置する山間地で、市の中心から約 3.5 km の距離にあります。  
地域内を走る一般国道 41 号は、飛騨市内の中央部へ向かうための主要道路であり、国道沿いに集落が形成されています。  
気象条件は日本海側気候に属し、特別豪雪地帯となっています。
- (2) 施設整備を図ることが特に必要な事情
  - 1 下水処理施設  
住居が点在することにより下水道施設が整備できないため、健康的な生活をおくるために、市が合併浄化槽の設置者に補助する必要があります。

3 公共施設の整備計画

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
下水処理施設	飛騨市		2,205	1,470	735	500
合計			2,205	1,470	735	500

注 ( ) は全体事業費

当初計画策定 平成 年 月 日  
 第 1 次変更計画策定 平成 年 月 日  
 第 2 次変更計画策定 平成 年 月 日